

3

715
432



0057753000

0057753-000

715-432

支那事変に於ける帝国海軍の行
動と国際法

榎本重治・〔著〕

海軍省海軍軍事普及部

昭12

AJG

支那事変に於ける
帝国海軍の行動と国際法

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けて文化庁長官の裁定を受け使用するものと
みなされる。

支那事變に於ける

帝國海軍の行動と國際法

昭和十二年十一月

冊子第八號

715
432



支那事變に於ける

帝國海軍の行動と國際法

海軍大學校教官兼海軍書記官

榎 本 重 治

一一一〇一〇



同印
寄贈本



帝國の軍事行動と國際法

凡そ世界各國中帝國程小心翼々戰律を遵守する國は渺なからうと思ふ。

敵が戰律を守らず非道なることをしても、敢て復仇の行爲に出づることも差控へて居る。之れは國民性の然らしむる所であつて、慘忍なことは爲しえないのである。

日清戦争の際支那が我が傷病兵を慘殺し、死體に對し見るに忍びざる凌辱を加へたることは、未だ尙記憶して居る者が多い筈である。斯る際に於ても帝國軍は決して復仇を爲すことを敢てせず、清國軍の傷病者を尊重看護し死體を鄭重に取扱つたのである。其の事は當時帝國政府の決心したる方針を見れば極めて明瞭である。左に其の方針に關する當時の記錄を掲げる。

「吾人は以爲らく、戰爭は一の國民の意志と他の國民の意志と衝突する所ありて、之を和解するの方便は既に悉く盡きたれども、各々獨立の一國民として他の國民の爲に其の意志を曲ぐること能はざる窮極の場合に於て避け難き不幸の出來事なり、此の出來事に於て、雙方の編制したる實力の機關を戦はしめ他の方の意志を屈せしめんことを務むるは、其の自國の意志の自由、即ち獨立に對する止むを得ざるの義務なり。然れども此の編制

したる實力の機關即ち軍隊に關係なき人民及曾て軍隊に屬したるも疾病負傷に依り戰鬪の能力を失ひたる者に危害損耗を被らす事は對手の戰鬪の機關を破る爲に必要ならず。此等の人民と吾人との間には唯だ均しく此の世界に人類たる關係あるのみ、此の關係は一視同仁の主義に依り支配せらるるものなりと、是れ支那に對し開戦せんとする當時に於て、日本政府が據て以て其の舉止を決したるの思想なり。

是に於て吾が國民の意向は全く相互の條件を離れ、敵の戰律を守ると守らざるとを問はず我れ之を守るに一定したり。」

即ち一般戰爭法規に共通なる相互條件の觀念を離れて戰律に忠實ならんことを期したのである。

日露戰爭に於ても、帝國が戰爭法規を誠實に遵守したることは周知の事

實である。俘虜の待遇に付當時の記録を見るに、左の如き事實を發見する。

「露國俘虜中、日本語を解する者は殆んどなく、鄉國より遠隔せる帝國內地に收容せられたる俘虜に對し、其の抑留中の憂鬱を輕減し其の日常の用務を充たしめんには彼等の國語に通ずる通譯を俘虜收容所に配屬するの必要ありたるが爲に、帝國政府は最も此の點に注意し成るべく英、佛、獨の國語に通曉する將校下士卒を俘虜收容所職員以下に採用したるの外、露語通譯を得んとするに付ては出征部隊に其の多數を要したる爲、非常の困難を感じたるに拘らず全國各俘虜收容所に漏れなく百八十二名の通譯を配屬したり。」當時、露國俘虜情報局長官たりし同國外務省顧問「マルテンス」博士は明治三十九年十一月態々本野公使を往訪し、長官の資格を以て戦役中帝國に於ける露國俘虜の取扱方の極めて懇篤なりしに對し正式に帝國政

府に感謝の意を表したことは、美談として傳へられて居る。

日露戰爭中、帝國軍艦は中立船舶は勿論露國船舶と雖も一隻も破壊又は擊沈したことなかりしに反し、露國軍艦は帝國船舶は其の性質の如何を問はず凡て之を擊沈し、而も人命救助等の手段を盡さなかつたことが多いのである。世界大戰に於ても、各國が復仇に依り苛烈な行動を執りたる際に於ても、帝國は嚴に國際法規慣例の範圍を逸脱せざらんことを期したのである。戰後俘虜たりし獨國軍人が爾後帝國に居住せんことを希望する者多かりしに見るも其の一端を察知し得られることと思ふ。

茲に、最も帝國臣民が榮譽を感じることは開戦の詔勅に必ず國際條規の範圍に於て行動すべきことを垂示せらることであつて、斯る公明なる態度は世界の歴史に多く其の類例を見ない所である。

(二) 帝國海軍の行動と國際法

帝國海軍には、國際法規の遵守に關する法則が渺くないが、其の主要なるものは、勅裁を經たる海戰法規、海軍大臣訓令たる軍艦外務令及艦船職員服務規程等である。

右の中、海戰法規は最重要なる地位を占め、帝國海軍指揮官は嚴正に其の規定に格遵すべきことを要求せられる、其の内容は獨り海戰關係事項に止まらず、一般戰爭法規に亘る。而して其の第一條には「帝國軍艦は戦時に於て本令其の他の法令及條約の規定に依り海上捕獲其の他の敵對行爲及戰爭の目的を達するに必要なる一切の措置を爲すことを得其の規定なき事項に付ては國際法の原則に準據すべし」と規定して居る。

遵由規定の完備せること以上の如くなると共に、之が運用を適正なからしむる爲に、士官の教育に方りては先づ兵學校に於て國際法の一般概念を授け、大學校に於ては更に精密なる研究を爲さしめて居る。從て帝國海軍士官中に、國際法規に付卓越なる識見を有する者が渺くない。又士官以外の者に對して學校部隊に於て國際法の概念を教授して居る。而して海軍省には二名の國際法専攻者を常置し國際事項の處理に關與せしめて居る。

支那事變が不幸にして帝國の念願に反し擴大し、日支兩國全面的對抗の已むなきに至るや、先づ帝國海軍は如何なる準則に依り行動を爲すべきかを決し、詳細なる訓令を各艦船部隊の指揮官に與ふると共に、現地に於ける國際事項處理上の顧問として特に一名の國際法の權威者を派遣し萬全を期したのである。

(三) 帝國海軍の自衛行動

本事變中上海に於ける事件を見るに、我より絶對に事を構へざるの方針を以て、凡ゆる努力を傾注し、支那側にも之を要望したる次第なるが七月末と爲るや中南支方面に於ける状勢は急速に險惡の度を加へ、支那側の積極的挑戦的態度は日に募り、我が警備隊及各地在留民は絶大の危險に直面するに至り、一刻も遲疑を許さざる緊迫の状況と爲つたので、多年辛苦の結晶たる幾多の經濟的地盤及諸般の施設權益等を残して一時撤退するのみなきに至り、遂に其の全部は八月九日上海に下江したのである。

當時上海には各方面よりの避難者を合し、帝國在留者の數は平常よりは著しく増加したるを以て、我警備艦船隊は特に慎重の態度を以て護衛に任

じたのであるが、同日午後上海特別陸戰隊士官及兵員各一名が、支那保安隊員多數の爲に、越界路上に於て射殺せらるるの不祥事を生じた。其の不法言語に絶すと雖も、尙我方は事件の眞相を細密に調査し、外交交渉に依り公正なる解決を爲さんことを望みたるも、支那側は毫も反省する處なく、却つて挑戦的態度を示し、停戦協定を無視して租界附近の軍事施設を增强し、多數の正規軍部隊を侵入せしめ、帝國居留民地區の周圍より直に同地區攻略の態勢を示し、眞に危機一髪の情勢と爲つたのである。此の際我陸戰隊員の數は僅かに三千弱なりしに對し、支那軍の數は五萬を下らざりしこと確實であつた。八月十三日午前我陸戰隊員は租界警戒中支那便衣隊の射撃を受け、次で正規軍の攻撃を蒙り危険を避ける爲め應射するの已むなきに立到つた。

同夜上海英、米、佛三國總領事より事態收拾の申出であり、平和的解決は素より我方の衷心希望する所なるに依り、右申出に基き直に適當なる方法を講ぜんとしたるに、翌十四日午前支那軍は再び攻撃を開始したるのみならず、支那軍飛行機は我が陸戦隊本部及總領事館に對し突然大爆撃を加へ租界市街にも爆弾を投下し多數の死傷者を生ぜしめた。

事茲に至りては、平和的解決の望全く絶え、此の急迫したる不法侵害に對し、三萬を超ゆる在留民の生命財産保護の爲には、支那側の攻撃を排除する爲兵力を行使して對抗する以外に全然方策がなかつたのである。從來の經驗に依れば一度支那軍が住民地區に侵入せんか、戦闘員たると非戦闘員たるとを問はず掠奪殺戮を擅にするは、殆んど確定の事實であるから、我陸戦隊員は萬死を期して十數倍の支那軍（當時尙續々増勢中であつた）

に對抗し、只管在留民の保護に任じたる次第であつて、凡そ此の場合の我陸戦隊の行動程自衛行動の適例は古來其の類例がないであらうと思はれる。幸にして比類なき我軍隊の勇戦に依り、辛うじて居留民は殲滅を免れた次第であつて、爾後に於ける我航空隊の支那軍事施設の攻撃艦艇の航行遮断の措置等は凡て自衛行動に基く必要手段に過ぎない。而して現に斯の如き行動措置にも拘らず尙居留民は支那軍飛行機の攻撃及砲撃に依る重大なる危険を免れ得ざる状況である。

(四) 非戦闘員の保護

戦闘を行ふ場合に於て、戦闘員と非戦闘員とを區別すべきことは戦闘部隊指揮官の第一義務と謂ふべきであることは何人も良く了解し居る所であ

る。大戦中交戦國が屢々此の鐵則を侵犯し、又は少くとも之を侵犯したると同一の結果を齎らす行動を爲したりとの非難があつた。

例へば一九一六年四月英國政府が絶對的戰時禁制品條件附戰時禁制品の區別廢止を爲すに方り、「今回の戰爭に於て敵人の大多數は直接間接に戦争に關與し爲に軍隊と一般人民とを明確に區別し得ず」と聲明したるが如き、又交戦國が復仇の名儀の下に全然軍事的價値なき遊覽地保養地等に對し爆擊を加へたるが如き、又は敵國平和人民の權益を極度に迫害したるが如きが之である。

然し乍ら、當時に於ても帝國は右の如き行動は國際法の原則に反するものと考へたるが故に、斯る行動には左袒しなかつたのである。此の信念は今日と雖も變る所はない。世界の學者政治家中にも、將來の戰爭は國家總

力を以てすべきものなるを以て軍隊と一般市民との間に明確なる區別を爲すは無意義なりとの說が相當多いことを知つて居るが、帝國海軍は斯る說は採用すべきに非らずとの信念を持して居るのである。

「ヒューゲッセン」大使の遭難は詳細調査の結果、帝國側回答の通り全く不慮の出來事であることが判明したのであるが、八月二十九日附英國政府通牒中に「戰鬪員非戰鬪員の區別を沒却する非合法的非人道的慣行の結果に外ならず」とありたるに對しては不名譽よりは寧ろ死を選ぶ帝國軍人として最も屈辱を感じ悲痛なる感動を受けたのである。

(五) 海軍航空隊の行動

帝國海軍に於ては航空機の作戰行動に對する國際法規適用の問題に就て

は夙に研究を積んで居つたが、尙今次事變に際し此の如き特殊の場合に於ける航空機の行動に關し、私は國際法規適用の問題に付更めて上司より諮詢を受けた。之に對し私は航空機と雖も一般國際法の原則の適用より免るべからざること航空機の戰鬪上の使用に付ては國際法規の據るべき定則存せざること、一九二二年海牙戰時法規改正委員會 (Commission of Jurists to Consider and Report upon The Revision of The Rules of Warfare) の作製したる空戰法規 (Rules of Aerial Warfare) は最適の参考資料たるべきことを答申し、同時に右空戰法規の本事變に對する適用に付具體的意見を開陳したのである。幸にして私は本委員會の外華府海軍會議以來凡ての軍縮會議及之に關聯する會議に參加したので、航空機の戰鬪上の使用の問題に付ての要點及各國政府の意向も略了知して居つたので、當局

の諸問に對し答申を爲すのに極めて好都合の地位にあつた次第である。

私の答申したる意見中爆擊に關する部分の概要是左の如くである。

- (1) 單に普通人民を威嚇し軍事的性質を有せざる物件を破壊し、非戰鬪員を損傷する目的を以て爆擊することを得ない。
- (2) 陸上軍隊の作戰行動地域とは隔在したる場所に、少數の軍隊が散在宿營せるが如き場合又は少許の軍事的施設存するが如き場合に之を爆擊するが爲、非戰鬪員又は非軍事的物件に對し損害を生ずる虞大なる場合には爆擊を差控ふべきものである。
- (3) 公衆の禮拜所、學術技藝の用に供せらるる建物、博愛、慈善の用に供せらるる設備、歴史上の記念建造物等は軍用に供せられざる限り絶対に爆擊せざるべきものである。尤も對手方は之等保護物件設備に對しては



一定の標識を明示することを要求せらるるも、標識の明示なくとも之等物件設備の存在を知りたる場合には爆撃すべきでない。

(4) 爆撃し得るものは所謂軍事的目標即ち其の破壊又は毀損が明瞭なる軍事的利益を與ふるが如き性質を有するものに限るべきである。從て爆撃目標は左の如きものに限定せらることと爲る。

- (イ) 軍艦、軍用航空機、軍隊
- (ロ) 軍事工作物
- (ハ) 軍事建設物
- (ニ) 軍事貯藏所
- (ホ) 明に兵器彈薬、軍需品製造に從事する工場
- (ヘ) 軍事上の目的に使用せらるる交通線、運輸線

私は如何なる手段を以てするも都市町村等に對する一般荒廢を目的とする攻撃は不可なりとする見解を有し、從て航空機に依る攻撃も戦場に於て陸上軍と共同する場合の外都市町村夫れ自體を目標とすることは許さるべきに非ず、爆撃は必ず目的物を狙ひて一發必中の信念の下に之を行ふべきものと信ずるが故に、爆撃目標が所謂防守せられたる場所に在ると否とを區別する必要がないと考へる。所謂「防守」なる觀念は陸軍海軍の戦鬪の場合に於ても極めて曖昧であつて結局攻撃者に依りて判断せらる結果と爲り危険此の上もないことである、況んや空軍に對して防守せられたりや否やが問題とせらるるに至れば益標準は復雜曖昧と爲るを免れず、其の結果は一般の豫期に反して爆撃の慘害は一層激烈の度を増すことであらう、何んとなれば防守せられたる都市町村等は從來の慣例に依れば都市町村等全

體を攻撃の目標とすることを許されて居るからである。

海牙戰法規改正委員會に於ては右様の事情に鑑み爆撃に付いては防守非防守の觀念を敢て採用しなかつた。此の事は同委員會の報告中に「空中爆撃に關し陸戰條規第二十五條中に採用せられたる防守せられたる都市等の標準が採用せられざりしことを注意すべし、目的物の性質又は其の現に行はる使用方法が新たなる標準と爲れり。」とあるに徵し明である、尙同委員會に提出したる英案第三十五條には

“Aerial bombardment is legitimate only when directed at a military objective.

Its legitimacy depends, not on the fact that a town or other place is “defended”, but on its constituting even temporarily a military

objective.”

とあり又米案にも防守せられたる都市等と防守せられる都市等との間に何等區別を設げず、而して同委員會に於ける討議中も其の兩者の間に區別を設くべしとする説は絶無なりしと記憶する。

本年九月二十七日聯盟諮詢委員會が、帝國海軍航空隊が支那の無防守都市を攻撃するは恕すべからざる行爲なりと思考する旨を決議したるが如何なる法理上の根據に基き斯の如き結論を得たるか了解に苦しまざるを得ない。尤も此の決議は事實上の根據にも缺くる所がある。何となれば問題となりたる南京、廣東は「防守」なる舊來の標準を假りに採用するも立派な防守都市であると謂ひ得る、而も帝國海軍航空隊の攻撃目標は軍事施設に限定せられたのであるから此の點から謂ふも帝國海軍航空隊の行動に對し

て非難の餘地は存しないからである。

南京に於ける軍事的目標攻撃の際、一二の政府機關を攻撃したるは事實なるも、之れは當初より軍事上の重要機關として用ひられ居りたること明瞭なりしが爲である。

帝國航空隊の實情を見るに、指揮官は操縦者に對し常に充分なる訓示を爲し、最嚴正に行動すべきを要求すると同時に更に出發直前に攻撃目標を明示すると共に、非戦闘員非軍事的目標特に第三國人に對し損害を與へざる様に懇切に教示し、非軍事的目標に損害を與ふる虞大なる場合には爆撃を避止すべき旨を命じて居る。

尙帝國海軍航空爆撃技術は優秀であつて、命中精度の極めて良好なることは列國専門家の承認する所なりとのことである。而も南京、廣東其の他

に於ける軍事的目標爆撃に際し、常に編隊爆撃を爲し各機各個に行はざるは爆撃目標を誤らざらんが爲にして、特に南京の軍事的目標爆撃の際相當の犠牲を出したるは主として良好なる命中精度を保ち目標以外に損害を及ぼさざらんことを努め極度の低空爆撃を敢行したるに原因すると謂はれる。實際海軍飛行機が目標の存する都市上に到達しながら目標を確認することを得ざりしが爲、損害を他に及ぼさんことを虞れ、爆撃を行はずして引き返したる例は今日迄に十二回に及んで居る。或る操縦者の如きは南京飛行場攻撃の命を受け南京上空に達し約一時間、目的飛行場發見に努めたるも雲霧の爲右飛行場を發見するに至らざりしが、偶斷雲下に參謀本部を見出したるも命令外なるを思ひ爆撃を行はず歸還したとのことである。

南京の軍事的目標爆撃に際し危険防止の爲、豫告を發したることが問題

を惹起したるも、右豫告は非戦闘員に不慮の災害の及ばんことを虞れ十全の手續を履みたるに外ならぬのである、元來空襲の場合には陸戦又は海戦の場合の如き豫告を攻撃者の義務とすることは、攻撃者に對し過重の負擔を強ひるものなりとせられる。故に空戦法規にも豫告に關しては規定を存せぬのである。然るにも拘らず帝國指揮官が其の實戦上の経験に鑑み、作戦上の不利を忍びて、特に非戦闘員の安全を顧念して豫告を爲したのであるが、却て誤解せられたるやの觀あるは眞に遺憾に堪へぬ。

併し乍ら事實は雄辯である。爾後に於ける徹底したる南京軍事目標爆撃に於て、一人の第三國人の負傷ありたるを聽かぬのである。

帝國の眞意が實證せられた次第である。

(六) 帝國艦船の航行遮断

帝國海軍に依る支那船舶に對する支那沿岸に於ける航行遮断は、帝國艦船の航海安全を確保し且亦支那軍の攻撃力の増大を防止せんとする自衛手段に外ならぬ。第三國船舶の航行自由を妨げず又第三國人の利益を害する如き措置は絶対に執つて居らぬ。平時に於て封鎖を行ひ第三國船舶に對してさへ強制を加へた例は尠くないが帝國は斯様な極端なる手段は採用して居らない。自衛上已むを得ざる最小限の範圍に於て行動して居るに過ぎぬ。然るに之が施行中支那船舶を故意に擊沈し甚しきは潜水艦が無警告撃沈の暴舉に出でたりとかの虚報が傳へられて居る。帝國海軍の名譽にも關することであるから、一言蒙を啓き置くことも無益ではあるまい。

帝國海軍士官が國際法規慣例に付、十分の素養を有し之が運用に特別の訓練を受けて居ることは前述の如くである。故に臨檢抑留等の事務に慣熟し不當の處置を爲すが如きことなきは多言を要せぬ處なのである。

艦船職員服務規程第百八條及海戰法規第百三十六條乃至第百五十七條並に同法規第百六十條乃至第百八十二條には、平時戰時に於ける船舶臨檢抑留に關する諸事項を詳細に規定して居る。一例を採つて見れば停船に關し

海戰法第百四十一條には左の如く規定して居る。

第一百四十一條 艦長は先づ信號旗又は汽笛を以て臨檢を行ふべき意思を當該船舶に通すべし但し夜間に在りては軍艦旗の上に白燈を掲げて信號旗に依る信號に代ふべし

天候不良の爲前項の手段に依り臨檢の意思を通ずること能はざるとき又

は當該船舶に於て前項の信號に應ぜざるときは空砲二發を連發し尙必要あるときは其の船首の前方に向け實彈を發して停船を命づべし

前項の警告を爲したるも尙停船の命に應ぜざるときは先づ船舶の橫桁を

砲擊し最後に其の船體に及ぼすべし

又同法規第百四十八條には「臨檢士官臨檢搜索を爲すに方りては禮節を重んずべし」と規定して居る。

支那沿岸交通遮斷に方り、帝國軍艦が遮斷線を突破せんとする支那船舶に對し行動する場合には、必ず右の如き手續を執つて居るのであつて軍艦の命に從ふ船舶に對し攻撃を加ふるが如きことは絶対にあり得ないのである。

支那船舶に大型「ジヤンク」中には、不相應なる強大なる武裝を有し、

臨検員に武力を以て攻撃的態度に出づるものがあり、之が爲め我臨検員にして死傷したるものが數名を生じた。

斯る場合に於て、其の攻撃を抑壓する爲に必要な手段を講ずることは實に已むを得ざる所であつて之が爲生ずる損害は彼等自身の責に歸すべきものであつて我方としては如何んとも致し方がないのである。

斯る事實を見るに付けても、英國海軍が香港附近の海賊を根絶せんが爲屢々海賊討伐を行ひ、事情を知らぬ者より見れば慘酷とも思はる程の手段を用ひたりと傳聞することがあるが無理からぬことであると察せられる次第である。帝國軍艦が支那船舶を無警告にて擊沈し、乗組者を救助せずして立去れりと傳ふる者もあるが一顧に値せざる妄説である。

海難者を救助すべしとは帝國海軍法令中各所に存する。法令なしとする

も名譽ある帝國海軍軍人が傳へらるるが如き行動に出づるが如きことは想像も爲し得ざる所である。

制海制空權を完全に掌握し支那よりの攻撃を顧慮するの要なき帝國海軍の現状に於て何を苦んで卑怯なる行動に出づる必要があるであらうか。無警報撃沈などと言ふことは弱小海軍が優勢なる對手方の艦艇の目を掠めて窃かに行動するが如き場合に始めて起り得る可能性があるに過ぎぬ。

尙帝國海軍に於ては抑留支那船舶に付ても、抑留が正當なりしや否や又抑留を繼續すべきや否や、載荷を如何に處分すべきや等に付ては専門家をして十分に調査せしめ、其の調査に基き處置を爲すの鄭重なる手續を執つて居り、又支那船舶と雖も、局地小航海に從事する小舟艇に對して、軍事上の絶對的必要なき限り其の自由航行を許して居る。

(七) 結 言

要するに、帝國海軍の行動は自衛上の必要に基くものにして、廣汎なる對抗狀態と爲りたる現今の状勢に照し、不十分なりと思はるる程の控へ目の程度に止まつて居る次第であつて、之に對し非難を加へらるべき理由はあり得ないと確信する。

戰鬪行爲が研究室或は試驗所の精密機械の如く常に寸毫の誤差もなく實行せらるるものと考へる者があつたならば、夫れは空論家の部類に屬するものと謂はねばならぬ。J. M. Spaight 氏（海牙戰時法規改正委員會の英國専門委員）も其の名著 Air Power and War Rights 中に「如何なる航空機指揮官及操縦者と雖も、敵國都市の平和的住民に對し、不必要なる

損害を加へることを欲しないことは事實である。

併し乍ら戰争は戰争である。手袋を穿めた儘で戰争が出來ると思ふならば之れは自己偽瞞に過ぎぬ。若し重要な軍事的目標があり、之を破壊することが攻撃者の國家生死の岐るる所なりとすれば縱令附近の無害の人民及財産に重大損害を生ずとするも、之を攻撃せざるを得ない。

斯る場合爆擊の效果を特定目標に限る爲に凡ての相當手段を盡したる以上は、攻撃操縦者は處罰せらるべきでない、何んとなれば爆弾に多少の散布を生ずることは避け難いことであるからである。」（同書二一〇頁）と說いて居る。

戰鬪行動の自然的結果に因る損害、誤差に基く攻撃の多少の偏位は實に已むを得ざる所で、神業でない限り之を避けることは出來ないのである。

非難せらるべきは無差別の攻撃である、支那軍が目標と隔絶したる群集中に爆撃を加へ、病院船、病院に對する攻撃を繰返すが如きは無差別攻撃の適例である。

右の外支那軍行動中には國際法の重大違反の行動が多くある（例へば通州に於ける婦女幼者の虐殺、毒「ガス」焼夷弾の使用等）、併し乍ら帝國軍は其の品位を失墜するを欲せず争ふべからざる復仇権利をさへ行使することを差控へて居る。

國際法の究極の目的は、各國民各民族をして平穏に其の正當権利を伸張し各様の特徴を發揮せしむる様擁護するに在ること疑なき所であつて、一部のものが利權を壟斷して他國民の發展を不當に阻止せんとし又は感情に走りて偏頗の所爲に出でんとするが如きことは、決して公平を旨とし正義

に立脚すべき國際法の精神に合致する所以に非ずと信ずる。

（終）

古文書で人を調査するの特徴は、何よりも記載の順序





